

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：横倉地区棚田地域振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）
横倉の棚田
範囲については、別添1のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
 - (1) 棚田等の保全
 - ア 耕作放棄地の発生防止・維持
 - ① 令和6年度まで、指定地域内の棚田における荒廃農地ゼロの現状を維持する。
 - ② 「農業生産性の向上を図る取組」として共同活動を行い、農用地や農業用施設管理の省力化を図る。その際、必要に応じて共同利用する機械を購入する。
 - イ 担い手の確保・育成
 - ① 令和6年度まで、棚田の保全に取り組む人数（団体含む）を維持する。但し、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用9の2の（1）のアの「返還の免責事由」が適用される要件に該当するなど、やむを得ない事情により離農する農業者については、その農地を他の耕作者が維持管理を継続することとする。
 - (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ア 農産物の供給の促進
 - ① 令和6年度まで、棚田地域での農作物の生産面積（約1.3ha）を維持する。
 - イ 良好な景観の形成
 - ① 定期的な草刈りを実施することにより良好な景観を形成する。
 - (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
 - ア 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大
 - ① 「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」として、令和6年度までに、コロナ禍において減少した棚田オーナー制度等への参加者を増員させ、事業の活性化を図る。
- 3 計画期間
認定の月～令和7年3月
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
 - (1) 指定棚田地域振興活動の内容
以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

ア 棚田等の保全

① 耕作放棄地の発生防止・維持

中山間地域等直接支払交付金を活用し、横倉集落協定が中心となり、農用地や農業用施設といった生産基盤の維持を図りながら、指定地域内の棚田における荒廃農地ゼロの状況を維持する。

また、「農業生産性の向上を図る取組」として共同活動を行い、農用地や農業用施設の維持管理の省力化を図る。その際に、必要に応じて草刈機等を購入して作業を行う。

② 担い手の確保・育成

横倉集落協定参加者を中心としながら、棚田での農作物の生産・法面等の管理を行い、棚田の保全に取り組む人数を維持する。ただし、2の(1)のイの①で示したやむを得ない事情がある場合はその限りではない。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農作物の供給の促進

棚田地域での農作物の生産面積を維持する。現在は、米・じゅんさい・せり等を約1.3 haで作付しており、その面積を減少させないようにする。

② 良好な景観の形成

横倉集落協定参加者が中心となり、定期的な草刈りを実施することにより良好な景観を形成する

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

① 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」として、横倉地区の棚田の一面を利用して行われている棚田オーナー制度を実施しているが、コロナ禍により停滞している。都市農村交流を活性化させ関係人口の創出を目指す。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会に参加する横倉集落協定参加者である。また、同協議会の参加者ではない棚田オーナーは、棚田保全の活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

横倉地区棚田地域振興協議会は、横倉集落協定参加者、秋田県山本地域振興局農林部農業振興普及課、あきた白神農業協同組合、秋田県農業共済組合北秋田山本支所、藤里町農業委員会、藤里町農林課、その他の指定棚田地域振興活動に参加するもので構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。